

和泉市立幼稚園、小・中学校における

台風接近等、及び特別警報発令時の措置について

和泉市立南池田中学校

台風接近当日に、暴風警報発令により臨時休校となる場合

- ① 午前7時の時点で、大阪府全域または和泉市を含む地域（泉州地域等）に暴風警報が発令されているとき。また、午前7時以降に暴風警報が解除されても、その日は休校になります。
- ② 午前7時以降、始業時刻（8時30分）までに暴風警報が発令されたとき。
- ③ 暴風警報が発令されていなくても、大阪府教育委員会が休校措置を決定したとき。

特別警報（高潮と波浪は除く）発令により臨時休校となる場合

- ① 午前7時の時点で、大阪府全域または和泉市を含む地域（泉州地域等）に特別警報が発令されているとき。また、午前7時以降に特別警報が解除されても、その日は休校になります。
- ② 午前7時以降、始業時刻（8時30分）までに特別警報が発令されたとき。

ただし、対象の特別警報は、大雨・暴風・暴風雪・大雪のいずれかの特別警報で、高波と波浪の特別警報については、対象ではありません。

なお、生徒が在学中に暴風警報が発令された場合や、暴風警報以外の警報（大雨・洪水警報等）が発令された場合は、市教委との協議の上、その時の状況に照らし合わせた適切な対応をとります。

台風接近の時には、気象ニュース等に注意するようにして下さい。
休校にならない場合でも、強風や大雨が予想されますので、登下校の安全に十分注意するようにご家庭でもご指導ください。

生徒が在学中に台風が接近したときは、生徒の安全を第一に考え、臨時の緊急措置をとることもあります。